

University Academic Repository

The Situation and Subject of Intellectual Properties Protection in Japan: Effects of TPP

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-06-14 キーワード (Ja): キーワード (En): Intellectual Property Policy, Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement, TPP 作成者: 藤原, 香澄 メールアドレス: 所属:
URL	https://kaetsu.repo.nii.ac.jp/records/905

研究ノート

知的財産保護政策の現状と今後の課題

～ TPP 協定の及ぼす影響 ～

The Situation and Subject of Intellectual Properties Protection in Japan:
Effects of TPP

藤 原 香 澄
Kasumi FUJIWARA

<要約>

本稿は、2016 年 2 月 4 日に署名された環太平洋戦略的経済連携協定（TPP 協定）における知的財産条項を検討の対象として、今後同協定が発効した場合に、①日本の知的財産保護制度・政策にどのような影響を与えうるか、②日本における課題を解決しうるか、上記 2 点を検討することを目的とする。

第 2 章では、知的財産権の国際的保護制度に関する議論の歴史的な変遷を整理する。第 3 章では、TPP 協定の発効までに締約国が加入を義務付けられている国際条約の現状と課題を整理する。第 4 章では、TPP 協定の知的財産条項が、締約国に対してどのような面で既存の条約よりも高い保護を義務付けているのか、また、権利の行使についてはどのような救済措置を認めているかを整理する。第 5 章においては、実際に TPP 協定が発効した場合、日本の知的財産保護制度・政策にどのような影響をもたらすかについて言及する。第 6 章では、本稿で明らかになった点を整理するとともに、残された課題を列挙し、結びとする。

<キーワード>

知的財産政策、環太平洋戦略的経済連携協定、TPP 協定

Intellectual Property Policy, Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement, TPP

1 はじめに

知的財産とは何かという問題について、国際的な単一の定義が存在しているわけではないが、一般的には、財産的価値を有する情報（無体物）の総称として用いられている¹⁾。こうした情報は、複製が容易で減少しないという性質があり、複数の者が同時に利用することが可能である。情報通信が発達した現代においては、国境を越えた利用も容易に可能となって

いる。経済学的に公共財（public goods）的な性質を有しているという考え方でもできるが、知的財産に対するすべての利用行為を無制限に認めると、創作や発明のための投下資本の回収が困難となったり、創作や発明の意欲がなくなったりするおそれがある。したがって、経済的または財産的価値を有する知的財産の創作者が利益を得る権利を確保するため、情報の自由な利用を制限する必要がある。このような知的財産に対する他者の行動を制限する権利として認められているのが、知的財産権²⁾である³⁾。

知的財産は容易に国境を越える性質を有しており、国内のみならず国外における不正な利用行為に対しても、権利者への救済措置が必要となる可能性が高い。また、ある国においては権利として認められている一方で、他の国では同様の権利が認められない場合や、権利の保護の水準が国によって異なる場合も想定される。以上のことから、知的財産法分野の権利の保護については、国内法による保護のみでは不十分であり、究極的には、国際的な保護制度が統一されることが必要であると考えられてきた。

国際条約は権利が強化される傾向にあるが、開発途上国を中心として権利の強化には消極的な国家もあり、権利の強化を進めたい先進国との間で、南北問題が生じてきた。歴史を見ても、国際的な知的財産保護制度の統一は容易ではなかったといえる。しかし、今日では特許権や商標権等の産業財産権に関する国際的な権利の取得手続はかなりの面で簡略化・効率化されてきている。これに対して、権利の発生に何らの手続も要しない著作権については、著作物自体のデジタル化や、インターネットの発達にともない国際的に新たな問題（孤児著作物問題⁴⁾や違法アップロード・ダウンロード問題等）が生じており、国際的な単一の保護制度が十分に整備されていないといえる。

2016年に署名されたTPP協定の知的財産条項は、既存の条約、特にTRIPS協定よりも高い水準での権利の保護を締約国に要求しているため、保護が不十分であるという課題を解決できる可能性がある。その一方で、政策的には国際協調を求められるものの、日本の法制度の原則から見れば、国内法への導入が難しい規定があるという課題もある。

そこで、本稿では、2016年2月4日に署名されたTPP協定が発効した場合、日本国内の知的財産法制度にどのような影響が出るのかを検討する。第2章では、知的財産権の国際的な保護制度に関する議論の歴史的な変遷を整理する。第3章では、TPP協定の発効までに締約国が加入を義務付けられている知的財産権に関する国際条約の現状と課題を整理する。第4章では、TPP協定の知的財産条項が、どのような面で既存の条約よりも高い保護を義務付けているのか、また、権利の行使についてはどのような救済措置を認めているかを整理する。第5章においては、TPP協定が発効した場合、日本国内の知的財産制度・政策にどのような影響をもたらすかについて言及する。第6章では、本稿で明らかになった点を整理するとともに、残された課題を列挙し、結びとする。

2 知的財産権の国際的保護制度の歴史の変遷

まずは知的財産権の国際的保護制度について、パリ・ベルヌ体制から TPP 交渉までの歴史的な推移を先行研究の整理に基づきながら概観する。

2.1 パリ・ベルヌ体制

19 世紀の後半までは、知的財産権の国際的保護制度として二国間条約が締結されていたが不十分であったため、多国間条約を策定する必要性が国際的に認識されるようになった⁵⁾。1873 年のウィーン国際会議は、各国の特許法を統一することを目的として開催されたが、議論の成果として 1883 年に制定された「産業財産権の保護に関するパリ条約」は、各国の法制度を尊重する内容のものとなった。他方、著作権に関しても、1886 年 6 月に「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」が締結された。

これら 2 つの条約は、現在まで世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization、以下 WIPO と称する) によって管理され⁶⁾、国際的な権利の得喪に関する統一規定の基盤となる法的枠組みとして多くの加盟国に締結されている。しかしながら、条約違反への制裁や、国際的な権利侵害への救済措置が不十分であるという課題があった。

2.2 GATT 交渉

この課題を解決するために、米国を中心として、WIPO 以外の国際機関による条約の策定が検討されるようになり、1970 年代に GATT (General Agreement on Tariffs and Trade) で初めて知的財産権の保護が通商問題の一環として扱われた。GATT に提出された理由は、制裁措置を紛争解決システムに含んでいたためである。

その後も米国は、主として自国の政策⁷⁾の実現のために、知的財産権保護の問題が貿易に影響を及ぼしていることを指摘し、あくまで「通商問題」として GATT でこの問題を取り扱うべきであると強く主張した⁸⁾。この米国の主張には、EC や日本も賛同し、1986 年のプンタ・デル・エステ閣僚会議において、「不正商品を含む知的財産権の貿易関連の側面」の問題を GATT のウルグアイ・ラウンドの交渉項目の一つとして扱うことが決定されることとなった。

2.3 TRIPS 協定

ウルグアイ・ラウンドの議論の成果として、1995 年に世界貿易機関 (WTO : World Trade Organization) を設立するマラケシュ協定 (WTO 設立協定) が制定され、附属書 1C において知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights : 通称 TRIPS 協定) が制定された。

同協定では、WTO の加盟国に対してパリ条約やベルヌ条約に規定されている義務の履行を求めるとともに、広範な知的財産に対して高水準の保護を義務付け、権利行使の規定及び

義務の不履行に関する紛争解決システムについても明記された(同協定 42 条)。これにより、パリ条約やベルヌ条約にみられた課題が一応は解決された⁹⁾。

しかし、その後の通商問題一般に関して WTO の交渉がなかなか進展しないことや¹⁰⁾、多くの国・地域が地域経済協定の締結を積極化してきたこと、知的財産分野の南北間の対立の激化によって、多国間条約の制定・改定が困難となったことを背景として、二国間ないし複数国間で知的財産関係の合意をする動きが始まった。特に 1990 年頃から、TRIPS 協定のような加盟国の多い国際条約に定められている保護水準よりも高度な保護の実現を目的とした自由貿易協定 (FTA : Free Trade Agreement) 等の地域貿易協定 (RTAs : Regional Trade Agreements)¹¹⁾に、いわゆる「TRIPS プラス」と呼ばれる知的財産条項を含む傾向が高まった¹²⁾。

日本では、2002 年に知的財産基本法が成立し、「知的財産政策大綱」において日本国民及び企業の知的財産権の保護活用や模倣品・海賊版対策の推進を図る手段として経済連携協定 (EPA : Economic Partnership Agreement) の活用を促進したことが後押ししたといわれている¹³⁾。

2.4 TPP 協定

環太平洋戦略的経済連携協定 (以下、TPP 協定という) は、2006 年に発効した P4¹⁴⁾を拡大・発展させ、アジア太平洋地域における高い水準の自由化を目的として、物品市場アクセスやサービス貿易のみならず、知的財産分野等の非関税分野についても締約国間の共通ルールを策定し、21 世紀型のルールを構築する EPA である¹⁵⁾。

参加国は、日本、米国、カナダ、メキシコ、チリ、ペルー、マレーシア、シンガポール、ベトナム、ブルネイ、オーストラリア、ニュージーランドの 12 개국であり、2011 年 11 月 12 日には TPP 交渉参加国の首脳会議で大枠合意に達し、2015 年には大筋合意がなされた。2016 年 2 月 4 日に署名され、各国の批准プロセスに移行した。

知的財産条項は TPP 協定における一分野であるが、この協定内で知的財産に関する共通の手続、権利行使の制度が構築され、模倣品・海賊版対策が強化されることを通じて、域内での企業の経済活動を促進し、日本の知的創造活動が活性化することが期待されている¹⁶⁾。

特に、この協定における知的財産条項は、TRIPS 協定よりもより高度な権利義務の規定を目的としているため、上記の参加国は TRIPS 協定の改正議定書を受託しなければならない¹⁷⁾。

TPP 協定が対象としている知的財産は、「TRIPS 協定第 2 部第 1 節から第 7 節までの規定の対象となるすべての種類の知的財産」である (第 18・1 条)。TRIPS 協定における知的財産としては、著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許、集積回路の回路配置、開示されていない情報が対象となる (同協定 1 条 2 項)。

また、TPP 協定では、TRIPS 協定以外の国際条約についても締約国間で加入の足並みを揃えるための規定がある¹⁸⁾。これにより、少なくとも締約国間では統一的な知的財産保護制度が構築されることが期待されるといえる。

ここで加入を「確認」される条約として、(a) 1979 年 9 月 28 日に修正された特許協力条

約 (Patent Cooperate Treaty : PCT)、(b) パリ条約ストックホルム改正条約¹⁹⁾、(c) ベルヌ条約パリ改正条約²⁰⁾の3つが規定される²¹⁾。他方、加入を「必要」とされる条約は、(a) マドリッド議定書²²⁾、(b) ブダペスト条約²³⁾、(c) シンガポール条約²⁴⁾、(d) UPOV (Union internationale pour la protection des obtentions végétales) 条約²⁵⁾、(e) WIPO 著作権条約 (WCT)²⁶⁾、(f) WIPO 実演・レコード条約²⁷⁾があり、これらは TPP 協定が当該締約国について効力を生ずるまでに締結されることが要求されている。条約の詳細については、次章で言及する。

3 国際条約の現状

先述のとおり、既存の条約よりも高い水準の規定を地域連携協定に包含することが新たな国際潮流となっている。本章では、先行研究に基づきながら、TPP 協定に明記されている既存の国際条約の現状を整理し、課題を論述する²⁸⁾。

3.1 特許権に関する制度

特許権に関する国際的保護制度で、TPP 協定の発効までに締約国への加入が要求されている条約は、以下の6つである (第18・7条1項及び同条2項)。

(A) パリ条約

特許権をはじめとする産業財産権に関する最初の国際条約であり、1883年に制定された。この条約の目的は、パリ同盟国間での産業財産権の保護であり、基本原則として、内国民待遇 (同条約2条)、優先権制度 (同条約4条)、独立の原則 (同条約4条の2) の3つが規定されている。日本は、1899年に加盟した。最新の改正条約は、1975年のストックホルム改正条約であり、現在は176か国が加盟している。

パリ条約の保護対象は、同条約1条2項に列挙されているが、保護するか否かは、原則として同盟国が自由に決定することができる。独立の原則からも窺えるように、パリ条約の同盟国が自由に決定できる権利保護の内容の範囲は広く設定されている。

パリ条約の同盟国は、産業財産権の保護の強化のために条約を改正しなくても、この条約に抵触しない限りにおいて、保護に関して二国間条約あるいは多国間条約を締結することができる (19条)。いわゆる「特別の取極 (special agreements)」であり、以下で述べる PCT や TRIPS 協定がこれに当たる。

パリ条約において、条約違反に対する規定は28条に定めがあるが、利用されたことは一度もなく、この課題が TRIPS 協定によって解決された点は先に述べた。

(B) 特許協力条約 (PCT)

特許協力条約 (以下、PCT という) は、1970年6月19日に制定され1978年に発効した、締約国間で特許取得手続を効率化するための条約である。具体的には、「国際出願制度」の創設により、特許出願の手続面での協力、技術情報の拡散及び技術的業務の提供による協力を図ることを目的としている。PCT はパリ条約の特別条約であり、パリ条約の同盟国が締結国

となることができるが、対象となるのは「発明」のみであり、商標や意匠といった特許以外の産業財産権は含まれない。日本では1978年10月1日に発効しており、現在は、148か国が加盟している。

現在、国際的な特許出願をする場合に取りうる手段として、①直接出願、②パリ・ルート、③PCTルートの3つの手段がある。現在は③PCTルートでの出願が増加している。PCTに基づく国際出願制度を用いることにより、PCT締約国の一つの国の受理官庁または国際事務局に対して、PCTに規定する要件を満たす一つの出願を行うだけで、指定国である複数のPCT締約国に実際に出願したのと同様の効果を得ることができる。また、PCTに定められている国際公開制度（同条約21条）により、世界的な言語で発明の内容が早期に公開される。

なお、紛争解決については、パリ条約と同様に国際司法裁判所への付託が認められている（同条約59条）のみである。

PCTは、パリ条約の特別条約として、特許の国際的な登録手続を容易にするために機能している。その点においては、国際的な権利取得のシステムは整備されているといえる。

（C）特許法条約（PLT）

PLTは、国内の特許出願の手続きを統一・簡素化することにより出願人の負担を軽減することを目的とした条約であり、2000年に制定された。日本は、2016年6月に承認を予定していた。

（D）TRIPS協定

TRIPS協定は、パリ条約の特別の取極にあたるが、パリ条約の未加盟国に対しても、パリ条約の実体規定（同条約1条～12条及び19条）の遵守を義務付けている（同協定2条1項）。

基本原則として、①内国民待遇（同協定3条）、②最恵国待遇（同協定4条）がある。内国民待遇とは、内国民と外国人を同等に扱うことを求める原則であり、パリ条約やベルヌ条約も引用しているが、改めて強調するために創設されている。他方、最恵国待遇の原則が知的財産権に関する多国間条約に導入されたのはこれが初めてである²⁹⁾。

TRIPS協定の発効後、明確に定めない医療品特許について、強制実施許諾の柔軟な適用や並行輸入の容認が途上国から強く求められてきた。

（E）ブダペスト条約

ブダペスト条約は、締約国が、いずれかの国際寄託当局に対する微生物の寄託を自己の特許手続の寄託として承認することを目的として1977年に締結された。2016年5月現在の加盟国は80か国であり、日本は1980年に加入している。

（F）UPOV条約

UPOV条約は、植物の新品種の育成者の利益保護を目的として1961年にパリで採択された。同条約は、独立した同盟（UPOV同盟）を形成しているが、その管理はWIPOが行っている。

3.2 商標権に関する制度

商標に関する国際条約として、以下の6つがある。

(A) パリ条約

基本原則は、3.1 で述べたとおりである。

(B) 標章の国際登録に関するマドリッド協定³⁰⁾

この協定は、標章の国際的保護を確保するための商標登録出願及び権利維持の手続きを簡略化することを目的として 1891 年に成立し、1982 年に発効した。締約国に国際または住所もしくは現実かつ真性の営業所を有する者が、その本国でした商標登録に基づきジュネーヴの国際事務局に登録すれば、締約国で登録したのと原則的に同じ効力を持つようにした。同協定には、使用言語がフランス語に限定されていることや、指定された国の官庁は国際登録日から 1 年以内に拒絶の通報をしなければならない等の課題があった。

(C) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書

マドリッド協定を修正、補完するものとして提案されたのがマドリッド協定議定書である。これは、標章の国際的保護を得るための国際出願制度を通じ、商標登録手続きを簡略化することを目的とし、1989 年にイギリス、フランス、スペインを中心として制定された。日本は 1999 年に加入し、2000 年に発効した。なお、ASEAN は 2015 年までに加入する合意を行っている。ちなみに、(B) マドリッド協定とマドリッド協定議定書は独立した国際間合意であり、どちらにも加盟している場合は、議定書が優先する。基本的には PCT と同様に、国際出願及び国際登録を可能とする条約である。

マドリッド協定議定書では、①フランス語に加え、英語及びスペイン語が使用言語として認められ、②審査の拒絶を出す期間も 18 か月以内に延長された。また、③本国の登録のみならず出願も基礎とすることができ、④セントラル・アタック³¹⁾に対する救済措置も設けられている。

(D) 商標法条約 (TLT : Trademark Law Treaty)

この条約は、国内の商標登録手続の簡素化及び調和を図ることを目的として、1994 年にジュネーヴで採択された。主たる内容は、一出願多区分制の採用、多件一通方式の採用、願書・各種申請書の記載事項及び各種証明書提出の簡素化、更新時の実体審査・登録商標の使用チェックの禁止等があり、実体的側面を扱うものではない³²⁾。日本は、1994 年に加入した。同条約は、パリ条約の規定の中で、標章に関するものの遵守義務を定めている。

(E) 商標法に関するシンガポール条約

この条約は、2006 年の TLT の改正条約であり、日本は 2015 年 6 月に同条約の締結を承認した。

(F) TRIPS 協定

TRIPS 協定の 15 条～21 条は、商標に関する規定である。基本原則は 3.1 で述べたが、発効後、ワインや蒸留酒について認められている地理的表示の追加的保護 (同協定 23 条) につい

て、他の農業産品などを含めより広く認められるべきという途上国の主張があった³³⁾。

3.3 著作権に関する制度

ここでは、国際条約で TPP 協定発効までに加入を要求されている条約を 4 つ整理する。

(A) 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約

ベルヌ条約は、1886 年に、個人の創作に対する経済的利益や人格的利益を国際的に保護することを目的として制定された。制定当初の加盟国は欧州諸国が中心であり³⁴⁾、日本は 1899 年に加入した。2016 年 5 月現在の加盟国は 171 か国であり、管理は WIPO が行っている。

ベルヌ条約では著作物の明確な定義規定をしていない。保護対象は、同条約 2 条 1～8 項に規定されるすべての著作物と同条約 2 条の 2 に規定されている著作物であるが、これは例示列举であり、広く知的創作にかかる表現も含むと解されている³⁵⁾。ベルヌ条約の基本原則は、①内国民待遇原則³⁶⁾及び②無方式主義の原則（5 条 2 項）³⁷⁾、③保護独立の原則（5 条 2 項第 2 文）³⁸⁾である。

ベルヌ条約もパリ条約と同様に、特別の取極が認められている（同条約 20 条）。

(B) TRIPS 協定

TRIPS 協定では、ベルヌ条約の未加盟国に対して、ベルヌ条約の実体規定の遵守を義務付けている（同協定 9 条）。TRIPS 協定の方が義務の水準の低い部分があり、ベルヌ・マイナスと呼称されることがある³⁹⁾。

(C) 実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（ローマ条約）⁴⁰⁾

実演家、レコード製作者、放送機関の著作隣接権の国際保護のため、1961 年にローマで作成され、1964 年 10 月 26 日に 40 か国により署名され、1964 年 5 月 18 日に発効した。

加入できる国は、ベルヌ条約または万国著作権条約の加盟国となっている。2016 年 5 月現在、92 か国が加盟している条約である。日本は 1989 年 10 月 26 日に発効している。ローマ条約は WIPO、UNESCO、ILO（国際労働機関）の共管条約であり、管理業務は WIPO 事務局が行っている。

(D) 著作権に関する世界知的所有権機関条約（WIPO 著作権条約）

著作権に対して、既存のベルヌ条約や TRIPS 協定が十分に対応していなかったインターネット等に対応するため、1996 年に署名され、2002 年 3 月に発効した。日本は、制定時加盟国である。現在 46 か国が加盟しており、WIPO が管理している。基本原則として、①内国民待遇、②無方式主義、③遡及効、④インタラクティブ機器への対応、⑤IT 関連の規定、⑥権利管理についての規定がある。

3.4 権利行使に関する制度

権利の行使について明文規定のある既存の条約には TRIPS 協定があり、未発効であるが TPP 協定に明記されている条約として、模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA：

Anti-Counterfeiting Trade Agreement) がある。

TRIPS 協定 64 条は「1994 年 GATT22 条（協議）及び 23 条（パネル）はこの協定に係る協議及び紛争解決について準用する」と定めている。すなわち、条約の違反問題を、WTO の紛争処理手続で通商的に解決しうる。例えばパリ条約の実体規定に関する国家間の争いは、当事者がともに WTO 加盟国である限り、WTO の紛争処理が適用されることになる。

他方、ACTA を受託しているのは日本のみであり、現在は未発効である。発効には最低 6 か国からの批准を要するため、この協定よりも早く TPP 協定が発効する可能性がある。未発効の協定ではあるが、TPP 協定において ACTA と同水準の権利行使規定を設けるという規定が明文で示されているため、ここでは該当箇所のみ言及することとしたい。

改めて ACTA とは、模倣品・海賊版の流通の防止と権利保護を規定する国際合意であり、2016 年 4 月現在日本のみが批准している。ACTA の交渉が始まった年に発行された「2009 年度特許庁模倣品被害調査報告書」によれば、日本の企業が全世界において被った模倣品被害の 1 社あたりの平均は 1.9 億円にも上る。大企業、中小企業ともに、模倣品の被害率は増加している。3 億円以上の被害を受けた企業が、調査対象企業の 11%に達している。

上記のような問題を解決するために、ACTA では①差止めに関する規定（同条約 8 条）、②損害賠償規定（同条約 9 条）、③国境措置（同条約 16 条）、④刑事執行（同条約 4 節以下）等が含まれた。特に、②の規定に、追加的損害賠償について明記されている点は注目に値する。また、④刑事執行については、23 条において商標権及び著作権に対する故意の商業的不正使用は、刑事罰の対象となる旨の規定がなされていることに加え、26 条では当局による職権での刑事執行についての規定が置かれている。

4 TPP 協定の知的財産条項

実際に TPP 協定の知的財産条項は、どのような面で既存の条約よりも高い保護を義務付けているのだろうか。また、権利行使についてはどのような救済措置を認めているのだろうか。ここでは特に、既存の国際条約の現状から変化のある点を主として概要を整理する。

4.1 特許権について

まず、TRIPS 協定に定めのない、医薬品に関する措置が同協定第 C 款（同協定 18・48 条以下）に規定された。具体的には以下の 3 つが挙げられる。

- ①不合理な特許期間の短縮に対し、期間の延長等を認める特許期間調整制度（同協定 18・48 条）
- ②開示されていない新薬のデータ等の保護期間に関する規定の導入（同協定 18・50 条）
- ③ジェネリック医薬品の承認時に有効特許を考慮する特許リンケージ制度（同条約 18・53 条）

他方、一般的な特許に対しても、上記①のような特許期間延長制度が規定されている（18・

46 条)。このとき、出願から 5 年、審査請求から 3 年を経過した特許出願の権利化までに生じた不合理な遅滞につき、特許期間の延長が認められる。参加国には、この規定の導入が義務付けられている。

最後に、新規性または進捗性の判断がなされる際の例外規定が導入されている(18・38 条)。これにより、特許出願前に自ら発明を公表した場合などに、公表日から 12 か月以内にその者がした特許出願に係る発明は、その公表によって新規性等が否定されないことになる。

4.2 商標権について

商標権については、国際条約によって登録や取得のための手続が円滑化されてきている。しかしながら、未加入の国に対しては、該当する国際条約を締結することが義務付けられている。具体的には、①国際的な商標の一括出願を規定した標章の国際登録を定めるマドリッド協定議定書(マレーシア、カナダ、ペルーが未締結)、②商標出願手続きの国際的な制度調和と簡略化を図るためのシンガポール商標法条約(マレーシア、カナダ、ペルー、メキシコが未締結)である。

また、商標の不正使用について、既存の国際条約では規定されていない、法定損害賠償制度または追加的損害賠償制度を設けるという規定がある(同協定 18・74 条 7 項)。刑事上の手続及び処罰については、各加盟国に対して、少なくとも故意により商業的規模で行われる商標の不正使用及び著作権又は関連する権利を侵害する複製について適用される(同協定 18・77 条)。著作権については後述する。

加えて、地理的表示の保護または認定のための行政手続を定める場合、①過度の負担となる手続を課すことなく申請等を処理すること、②申請の対象である地理的表示を公開し、これに対して異議を申し立てる手続を定めること、③地理的表示の保護または認定の取消について定めること等が規定されている(同協定 18・31 条以下)。

4.3 著作権について

著作権に関しては、以下の 3 点が TPP 協定によって強化されうると考えられる。

①保護期間の延長(同協定 18・63 条)

同協定 18・63 条によれば、映画を含む著作物、実演又はレコードの保護期間は、著作者の生存期間及び著作者の死から少なくとも 70 年とされ、著作者の生死によらない場合でも、起算点から少なくとも 70 年の保護期間が認められる。

既存のベルヌ条約においては、著作者の生存の間及びその死後 50 年と規定されている(7 条 1 項)⁴¹⁾が、これよりも長い保護期間を許与することが認められている(同条約同条 6 項)。他方、TRIPS 協定は、1971 年のベルヌ条約パリ改正条約の第 1 条から第 21 条まで及び附属書の規定の遵守義務を規定している(同協定第 9 条)。これには、ベルヌ条約上の保護期間の規定が含まれているので、原則として TRIPS 協定における著作物の保護期間は、著作者の死

後 50 年である⁴²⁾。

上記のことから、TPP 協定によって締約国間で 70 年あるいはそれ以上の保護期間を定める必要がある。日本は、該当する著作物の保護期間を 20 年延長する必要がある。参加国で、日本の他に保護期間を延長する必要がある国は、カナダ、ニュージーランド、ベトナム、ブルネイ、マレーシアである。

②非親告罪化（同協定 18・77 条 6 項（g））

故意による商業的規模の著作物の違法な複製等を非親告罪とする規定である。国際的に、著作権侵害に対しては親告罪の制度を採用している国が多数であるため、参加国の多くが国内法を整備しなければならない分野である。ただし、すべての違法な複製が非親告罪となるのではなく、市場における原著物の収益性に影響を与えない場合はこの限りではないという留保がある（同条同項注）。

③損害賠償（同協定 18・74 条 6 項）

最後に、著作権等の侵害⁴³⁾について、民事上、商標権と同様に、法廷損害賠償制度または追加的損害賠償制度を設けるための規定がある。追加的損害賠償には、懲罰的損害賠償も含まれる。ベルヌ条約において、紛争処理については、保護国に定める法令による⁴⁴⁾と定められている（ベルヌ条約 5 条 2 項 3 文）。

4.4 権利行使について

知的財産保護の権利行使については、刑事罰及び民事上の救済措置の両面の観点で、既存の WTO・TRIPS 協定や ACTA と同等またはそれを上回る規範の導入が目指されている。TPP 協定では、18・74 条に民事上の救済措置規定、18・77 条に刑事上の手続き及び刑罰についての規定がある。

まず、民事上の救済措置として各締約国は、国内法による民事的な解決手段の整備を必要とされる（18・74 条 1 項）。ここで規定されている救済方法は、差止め及び損害賠償である。まず、差止めについては、自国の司法当局が、TRIPS 協定第 44 条の規定に適合する差止めによる救済を命ずる権限を有することを定める（18・74 条 2 項）こととされた。他方、損害賠償請求については、原則として、自国の司法当局が、民事上の司法手続において、侵害活動を行っていることを知っていた又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、少なくとも、当該侵害者による権利者の知的財産権の侵害により当該権利者が被った損害を補償するために適当な損害賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有することを定める（18・74 条 3 項）こととされた。

刑事執行については、特に著作権と商標権について詳細な規定が置かれており、例えば権限のある当局が、不正商品や著作権侵害物品の差押え・没収・廃棄等を命じることができる旨の規定が置かれている（同協定 18・77 条 6 項）。

5 国内制度・政策への影響と問題点

TPP 協定が締結され発効した場合、協定に規定されている権利義務を履行するための国内法が整備されている必要がある。協定の実施のために必要な日本国内の知的財産制度・政策の整備内容は、以下の通りである。

5.1 特許・商標について

TPP 協定への対応としては、大きく以下の3点の整備が必要となると考えられる。

- ①4.1 で述べた医薬品の特許に関する措置をはじめとする制度の整備
- ②新規性喪失の例外期間を6か月から1年へ延長
- ③商標の不正使用により生じた損害を賠償するための法廷損害賠償または追加的損害賠償に係る制度の整備

上記のうち、①及び②は、国際的な権利取得を円滑化すると考えられるが、③については、日本の損害賠償制度になじまない部分もあり、法律的な議論が必要である。

5.2 著作権と権利行使について

TPP 協定の発効までに必要な措置は、主に下記の3点である。

①著作物等の保護期間の延長

著作権の保護期間を著作者の死後70年へと延長することにより期待されるメリットとしては、国際的な制度の調和⁴⁵⁾、保護期間の延長に係る収益により新たな創作活動や新たな創作者の発掘・育成が可能となること⁴⁶⁾、日本が長期に利用される作品を多く輸出することで、保護期間の延長による利益を受けられることが考えられる。

著作権の保護期間の延長に関しては、日本国内において2005年から2009年まで文化審議会著作権分科会において検討されてきたが、延長派と反対派の対立が大きく、見送られてきた。国際的に、保護期間は延長傾向にあるが、延長を採用している国において、保護期間の延長によって創作が増えたという事実は認められておらず、かえって孤児著作物の増加等の問題も考えられるため、今後の検討課題である。

②著作権等侵害罪の「一部」非親告罪化

昨今、「クール・ジャパン」政策によって日本のアニメーションや音楽等のコンテンツ産業を世界に発信する動きが活発化している。国内に目を向けても、既存の作品の二次創作やパロディ商品の流通によってコンテンツビジネスが発展しているという見方もある。

このような背景の中で、権利侵害物品と考えられるすべての二次創作物を非親告罪化の対象としてしまうと、現在日本において展開している政策の意に反する結果を招く可能性がある。二次創作文化への萎縮効果を生じさせないよう、国内法整備の段階で、その対象となる範囲を適切に限定することが必要となるだろう。

③著作権等侵害に対する法定損害賠償または追加的損害賠償に関する制度整備

著作権侵害により生じた損害の賠償額の算定は著作権法 114 条に規定されているが、日本の損害賠償制度の原則は原状回復義務であり、「被害者に対する制裁や、将来における同様の行為の禁止、すなわち一般予防を目的とするものではない」点との整合性をどのようにとるかが問題である。

6 結びにかえて

本稿では、TPP 協定の批准により日本の知的財産制度にどのような影響が生じ、また、どのような課題が解決されるかを検討した。それにより、以下のことが明らかとなった。

第一には、知的財産権の侵害に対する権利行使規定の整備に関わる問題が指摘できる。

現在、知的財産権（特に商標権、著作権）のアジアにおいての侵害額が大きいため、十分な権利行使規定が整備されることで、侵害によって被った不利益を賠償金という形で補填しうると考えられる。この点は、日本にとってメリットがあるといえる。しかしながら、損害賠償の算定方法や、権利の範囲についての法律的な観点からの議論は残っている。

第二には、著作権の保護期間の延長による問題が指摘できる。国内では延長論議がまだ成熟していないが、国際的協調が進めば、収益の増大となる可能性がある。二次創作に与える影響や、孤児著作物増大の問題が発生する点は注意する必要がある。また、権利の存続期間が長期化することによって、権利の管理自体が困難になる可能性も指摘できる。

戦時加算の問題については、保護期間の延長により、締約国間のみで解決される可能性がある。

第三には、著作権侵害に対する非親告罪化により生じる問題である。国内法における変更も二次創作への悪影響等が指摘されているが、政府による対策も検討されることになっている。しかし、国際間では今後も大きな議題となると予測される。

発効前に残された課題としては、孤児著作物問題や著作権の保護期間の延長による管理の問題、侵害に対する刑罰の厳格化による二次創作文化への影響などが考えられるが、これらの点については今後の研究課題としたい。

謝辞

本研究を進めるにあたり、ご指導、ご助言をいただきました跡田直澄教授をはじめ、ご助力いただきました多くの方々に心より感謝いたします。

注

- 1) 木棚（2009）4 頁。
- 2) 知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の 4 つの権利を総称して産業財産権という。歴史的に工業所有権と呼称されている場合もあるが、本稿では可能な限り産業財産権に統一する。
- 3) 田村（2012）によれば、知的財産権の本質は、権利者が、権利者以外の他者によって行われる複

製や演奏等の利用行為ひとつひとつのパターンを制限することにある。

- 4) 孤児著作物とは、著作物の権利者が不明もしくは権利者の居所が不明等の理由により、著作物の使用のための利用許諾を得ることのできない著作物をいう。
- 5) 後藤（1990）によれば、きっかけは1873年のウィーン国際博覧会である。当時、博覧会への出品物に対するオーストリアの特許法による保護が不十分であるとみなされ、特に米国から、発明品の出品に消極的な態度が示された。そこでオーストリアは、ウィーン国際博覧会への外国出品者に対して、その発明、商標及び意匠を1873年12月31日まで保護することを目的とする法律を制定した。これは、権利の存続期間を延長するための法律であった。このオーストリアの措置が契機となって、各国の特許法が発明者の保護にとって十分であるか否かが議論されるようになった。
- 6) パリ条約とベルヌ条約は、当初はパリ同盟の事務局とベルヌ同盟の事務局が別個に管理していたが、1950年代に合同国際事務局として「知的財産に関する合同国際事務局（Bureaux Internationaux Reunis pour la Propriete Intellectuelle、通称 BIRPI）」が設立され、両者はまとめて管理されるようになった。これが現在の世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization、通称 WIPO）の前身であり、「知的財産」という言葉が初めて国際的に公式に使われたのも BIRPI が設立されたときといわれている。Graeme B. Dinwoodie, William O. Hennessey, Shira Perlmuter, (2001) p.3.
- 7) 米国は、1980年代初めから、低下しつつある自国の産業競争力を回復するための方策について検討を行っており、1985年1月の「ヤング・レポート」において、米国が他国に対して優位にある技術開発力を維持・強化するために知的財産権の保護を強化するとの方針を示した。同年のレーガン大統領の「新通商政策」、1986年の米国通商代表（UTSR）の「知的財産保護政策の骨子」においても、中長期的戦略として、多国間交渉により国際的に知的財産保護ルールの強化を図るという活動方針を明確にした。
- 8) 当時の GATT はあくまでも物品（goods）の貿易に関する協定であったため、知的財産権を物品の貿易と関連付ける必要があった。現に、1986年からの2年間は、GATT に知的財産権問題を扱う資格があるのかという点について、先進国と途上国間での議論に終始することになった。
- 9) TRIPS 協定は、基本的には加盟国に義務を課すだけの性質を有する通商協定と解されるのが通常であるだけに、加盟国がその義務を国内法でどのようにどこまで果たしているかをみる必要があるが、明確に TRIPS 協定に違反すると考えられる規定は見出されなかったとの見解がある。木棚（2009）97頁。
- 10) 1999年のシアトル、2003年のカンクンでの WTO 閣僚会議の失敗は、WTO から FTA への流れを決定的なものとした。山口（2010）95頁。
- 11) 鈴木（2008）によれば、RTAs とは、狭義では WTO 上の地域貿易協定、すなわち、GATT（1994年の貿易と関税に関する一般協定）24条が定める関税同盟及び FTA 並びにそれらの形成のために中間協定を締結するものを指す。広義には、APEC のような地域協力のフレームワークも含む意味で用いられる。
- 12) RTAs における知的財産関係の条項の意義について、先行研究においては、①二国間ないし複数国間で協定を結ぶことで、当事国の実情やニーズに応じた合意をすることができること、②一般的に、知的財産制度の国際調和に資する面があること、という2点があげられている。鈴木（2008）。
- 13) 経済連携協定（EPA : Economic Partnership Agreement）とは、FTA の内容に加えて、投資規制の撤廃、人的交流の拡大、知的財産の保護、競争政策を含む幅広い分野における経済上の連携強化を図る協定である。現在では、FTA という名称であっても、EPA と同様の包括的な内容を規定することが一般的となっている。日本の進める EPA の詳細については、小山（2010）に詳しい。
- 14) P4（Pacific 4）とは、太平洋地域の4か国（シンガポール、ブルネイ、ニュージーランド、チリ）の FTA である。
- 15) TPP 交渉の経緯や歴史については、神田・寺林（2013）に詳しい。
- 16) 知的財産戦略本部「知的財産分野における TPP への政策対応について（案）」平成27年11月参照。
- 17) TPP 協定の前文で、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定に基づく各締約国の権利及び義務を強化すること」が明記されている。
- 18) 第18・7条1項及び同条2項参照。
- 19) 1967年にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関するパリ条約。
- 20) 1971年7月24日にパリで改正された文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約。
- 21) 第18・7条1項参照。なお、改正条約が複数ある条約については、2015年時点での最新の改正条約が参照されている。この点については、第18・1条の定義規定を参照。
- 22) 標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで作成された議定書。
- 23) 特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約。
- 24) 締約国は、マドリッド議定書またはシンガポール条約のいずれかを締結することにより、マドリ

- ッド議定書及びシンガポール条約に規定する義務を満たすことができる。
- 25) 1991 年 3 月 19 日にジュネーヴで改正された植物の新品種の保護に関する国際条約。
 - 26) 1996 年 12 月 20 日にジュネーヴで作成された著作権に関する世界知的所有権機関条約 (World Copyright Treaty)。
 - 27) 1996 年 12 月 20 日にジュネーヴで作成された実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約。
 - 28) 国際条約の中には、条約の他にも協定 (Agreement) や議定書 (Protocol) 等の呼称があるが、国の間において文書の形式により締結され、国際法によって規律される国際的な合意であれば、条約と同様の効果を有し、呼称による差異はない (条約法に関するウィーン条約 (条約法条約) 2 条 1 項 (b))。
 - 29) 木棚 (2012) 111 頁。同協定 3 条との違いは、内国民待遇が外国人を内国人と同等又はそれ以上に扱うことを求めるのに対し、最恵国待遇は「すべての外国人」を同等に扱うことを求めるという点にある。最恵国待遇の効果として、例えば日本が A 国に与えた恩恵や特権は、A 国以外のすべての同盟国にも自動的に与えられる。すなわち、RTAs や二国間の交渉の効果が加盟国全体に広がる。
 - 30) パリ条約のマドリッド改正会議で採択された同盟国間の特別の取極に当たる。1891 年以来運用されていたが、1967 年のストックホルム改正会議で現在の名称に変更された。
 - 31) 茶園 (2015) によれば、国際登録の日から 5 年の期間が満了する前に本国における基礎出願が拒絶又は基礎登録が無効もしくは取り消しなどとなった場合には、国際登録も取り消される。その際、国際登録の名義人であった者は、救済措置として各指定国において国際登録を国内出願へ変更することができる。しかしながら、この従属性自体が不便という指摘もあり、現在マドプロワーキンググループにおいてその妥当性についての議論がなされているようである。
 - 32) 木棚 (2012) 136 頁。
 - 33) 木棚 (2012) 97 頁。
 - 34) 米国は、ベルヌ条約が欧州 (大陸法系欧州諸国) の制度・理念を反映して創設された条約であったことと、自国の制度と抵触する側面があることを理由として、100 年間条約に加盟しなかった (1989 年加盟)。
 - 35) 茶園 (2015) 参照。
 - 36) ベルヌ条約における内国民待遇の例外として、著作権の保護期間 (条約 7 条 (8)) について、相互主義を適用することが認められている。例えば、日本は著作権の保護期間が作者の「死後 50 年」であるが、米国のような「死後 70 年」の国においても「死後 50 年」の権利しか認められない。相互主義は、内国民待遇の原則を規定した TRIPS 協定において例外として認められているが、パリ条約には相互主義条項はない。
 - 37) 無方式主義 (自動的保護) の原則 (5 条 2 項) とは、権利の発生に、いかなる方式要件も課してはならない、という原則である。したがって、すべての同盟国の著作者は、その著作物の条約上の保護に関し、自動的に保護を受けることができる。なお、5 条 2 項が適用されるのは「条約上の権利」のみである。加盟国がその国の著作者に方式主義を要求することは、国内法上認められる。現に、米国もベルヌ条約加入までは方式主義を採用していた。
 - 38) 保護の独立 (5 条 2 項第 2 文) の原則とは、権利の享有及び行使は、著作物の本国における保護にかかわらない、という原則である。すべての同盟国の著作者は、①他の同盟国において所定的方式に従うことを求められることはない。さらに、②他の同盟国で保護を受けるにあたり、本国が方式主義である場合でも、本国の方式に合致していることを求められることはない。
 - 39) 具体的には、ベルヌ条約の 6 条の 2 (人格権規定) が米国によって除かれた。
 - 40) Rome Convention for the Protection of Performers, Producers of Phonograms and Broadcasting Organizations.
 - 41) ベルヌ条約における著作権の最低限の保護期間は、原則、著作者の死後 50 年と定められている。特例は、①無名・変名の著作物は公表後 50 年、②映画は公表後 50 年、③応用美術または写真は創作後 25 年である。
 - 42) TRIPS 協定 12 条には、著作者の生存期間に基づき計算されない場合の保護期間の定めがあるが、権利者の許諾を得た公表の年の終わりから「少なくとも 50 年」との定めがある。
 - 43) 故意による著作権又は関連する権利を侵害する複製について、「商業的規模で行われる」行為には、(a) 商業上の利益又は金銭上の利得のために行われる行為、(b) 商業上の利益又は金銭上の利得のために行われるものでない重大な行為であって、市場との関連において当該著作権者又は関連する権利の権利者の利益に実質的かつ有害な影響を及ぼすもの、との規定がある (18・77 条 1 項)。
 - 44) 通説では、著作物の利用地 (侵害地) の国の法律が適用される。
 - 45) 国際的な制度の調和については、経済協力開発機構 (OECD) 加盟国 34 か国中、著作物の保護期

間が著作者の死後 70 年未満であるのは、日本、カナダ、ニュージーランドの 3 か国のみであり、この 3 か国は TPP 協定交渉参加国であることを踏まえると、これらの国について TPP 協定が発効した場合には、OECD の全加盟国で著作物の保護期間が著作者の死後 70 年以上となる。これに対して、70 年以上を規定しているのがメキシコ（著作者の死後 100 年）であり、その他の国はすべて著作者の死後 70 年が保護期間となっている。

- 46) 保護期間が延長されることにより、長期的に人気を博する作品から、延長分についても継続的に収益を得ることができる可能性がある。

参考文献

- [1] 馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編著『日本の TPP 戦略「課題と展望」』文眞堂、2012 年
- [2] 神田茂・寺林裕介「TPP 交渉の経緯と交渉 21 分野の概要」『立法と調査』No.346、2013 年、pp.3-34
- [3] 木棚照一『国際知的財産法』日本評論社、2009 年
- [4] 木村福成「TPP と 21 世紀型地域主義」馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編著『日本の TPP 戦略「課題と展望」』文眞堂、2012 年
- [5] 後藤晴男『パリ条約講話 第 11 版』発明協会、1990 年
- [6] 小山隆史「我が国の経済連携協定（EPA）における知的財産分野の合意」『パテント』Vol.63No.11、2010 年、pp.78-89
- [7] 鈴木将文「地域貿易協定（RTAs）における知的財産条項の評価と展望」RIETI（2008 年 3 月）
- [8] 鈴木将文「TPP における知的財産条項」『ジュリスト』No.1443、2012 年、pp.36-41
- [9] 鈴木将文「Web 解説 TPP 協定」（第 18 章）独立行政法人経済産業研究所（RIETI）Web 解説 TPP 協定（<http://www.rieti.go.jp/jp/projects/tpp/>）最終アクセス：2016 年 7 月 31 日
- [10] 高倉成男『知的財産法制と国際政策』有斐閣、2001 年
- [11] 田村善之『ライブ講義 知的財産法』弘文堂、2012 年
- [12] 田村善之「日本の知的財産権にかかる損害賠償制度の現状と今後のあり方について」明治大学知的財産法政策研究所（IPLPI）シンポジウム「TPP と知的財産権侵害における損害賠償制度—法定損害賠償・追加的損害賠償をめぐる検討を中心に—」基調講演③（2015 年 12 月 6 日）
- [13] 茶園繁樹『知的財産関係条約』有斐閣、2015 年
- [14] 山口直樹『知的財産権と国際貿易』成文堂、2010 年
- [15] 李亞虹（鈴木将文訳）「アジアにおける知的財産制度の地域内統合—必要性、課題、可能性とモデル—」『知的財産法政策学研究』第 41 号、2013 年、pp.209-229
- [16] Bryan Christopher Mercurio, “TRIPS-Plus Provisions in FTAs : Recent Trends”, *Regional Trade Agreements and the WTO Legal System*, Lorand Bartels, Federico Ortino, eds., pp.215-237, Oxford University Press, 2006.
- [17] Daniel J. Gervais, *Intellectual Property, Trade and Development : Strategies to Optimize Economic Development in a TRIPS-plus era*, Oxford University Press, 2007.
- [18] Graeme B. Dinwoodie, William O. Hennessey, Shira Perlmutter, *International Intellectual Property Law and Policy*, LexisNexis Publishing, 2001.
- [19] Suzanne Scotchmer, “The Political Economy of Intellectual Property Treaties”, University of California and NBER, *The Journal of Law, Economics & Organization*, Vol.20 No.2, pp.415-437, 2004.
- [20] 外務省経済局知的財産室「模倣品・海賊版拡散防止条約（Anti-Counterfeiting Trade Agreement: ACTA）（仮称）構想について」2010 年 8 月
- [21] 経済産業省産業構造審議会第 7 回通商政策部会資料 2「模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）について」2008 年 4 月 24 日
- [22] 内閣官房 TPP 政府対策本部「TPP の活用促進に向けて」2015 年 12 月
- [23] 知的財産戦略本部「知的財産分野における TPP への政府対応について（案）」2015 年 11 月 24 日
- [24] 特許庁「2015 年度特許庁模倣品被害調査報告書」2016 年 3 月

（平成 28 年 10 月 19 日受付、平成 28 年 12 月 19 日再受付）